

中央大学の学費（大正期）

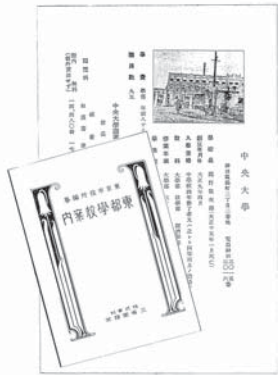
一九〇五（明治三十八）年八月、東京法学院大学は校名を中央大学へと改称した。中央大学は、専門学校令に準拠した専門学校ではあったが、前身校と同様に本科・専門科・予科・研究科からなる「大学」同等の学科課程をもつ高等教育機関であった。

この時期、制度上は専門学校とされながらも、校名に「大学」名称を使用した学校は、中央大学以外にも早稲田大学・明治大学・法政大学・関西大学ほかの私立学校があり、これらの私立専門学校は、帝国大学と同等の制度的位置づけを求めて意図的に「大学」を名乗り、昇格運動を展開していくのであった。

中央大学においても、「大学」昇格への準備が着々と進められた。すなわち、中央大学への校名改称と同時に本科・専門科に経済学科が開設され、翌年には「中央大学法学士」の学士号が制定された。また、〇九年に商業学科を増設するとともに、一一年からは法律・経済両学

格するために、単科大学が五〇万円、一学部増設することにより一〇万円を供託する制度であるが、その利子収入は急激な増加を望めないため、各私立学校は授業料収入に依拠した経営を余儀なくされ、結果として明治後期から大正期にかけての学費上昇の傾向を生み出していくこととなる。

中央大学の場合、大学令によって法学部・経済学部・商学部三学部の設置認可を受けたため、供託金の総額は七〇万円にも上り、それらの資金を学員の募金や株の運用益などによって必死に調達している。その反面で、学費も確実な上昇を見せており、東京法学院大学発足時に本科二五円・専門科二〇円・予科二六円と設定されていた年間授業料（入学金は除く）は、「大学」昇格後の



東京市役所編『東都学校案内』
(1926年12月刊)

二六年には学部八八円・専門部六六円・予科七七円へと値上げされている。ただし、同期間内

科に複講座制を実施して夜間授業を開始し、一三（大正二）年には本科を大学部へ、専門科を専門部へ、各学科を法科・経済科・商科へと改編する学科課程の整備を実施したのである。

その結果、一八年の大学令公布を契機として、翌年七月に財団法人中央大学が設立され、二〇年四月十五日には大学令に準拠した中央大学の設立認可を受けたのであった。ちなみに、慶応義塾・早稲田大学は同年二月、法政・明治・日本・国学院・同志社の各大学は同四月に、それぞれ昇格を果たしている。

ところで、「大学」昇格に向けた学科課程の整備や昇格後の大学運営には、施設の拡充や専任教員の増加が必要となる。そのため、大学の経営規模は拡大せざるを得ないにもかかわらず、主な資金源としては、大学令定める供託金の利子と授業料等の収入にほぼ限定されていた。供託金とは、私立専門学校が大学令の認可大学に昇

における「かけそば」一杯の値段が二銭から八〜一〇銭へと上昇しているので、授業料の上昇率が極端であったとは思われない。

また、二六年に東京市役所が編纂した『東都学校案内』をみると、東京市域の大学年間授業料は、医科大学系学部が二〇〇円で最も高く、文科系学部では早稲田大学の一四〇円を筆頭に、慶応義塾・法政大学の一二〇円と続いている。さらに、明治大学・国学院大学ほかの年間授業料は一〇〇円とされているが、これは東京帝国大学のそれと同額であり、この時期の平均的な金額となっている。しかし、中央大学と日本大学では、学部授業料が八八円に設定されており、他大学の専門部並の学費となっている。この傾向は、予科や専門部についても同様であり、中央大学は東京市域で最も学費の安い大学のひとつとなっているのである。

東京法学院大学の発足時、帝国大学とほぼ同額であった学費は、大学令に準拠した中央大学へと移行する過程で、再び帝国大学以下の金額に設定し直され、大学教育をより低所得者層にまで普及させる体制が整えられたのであった。